

令和8年度

東広島市下水道事業

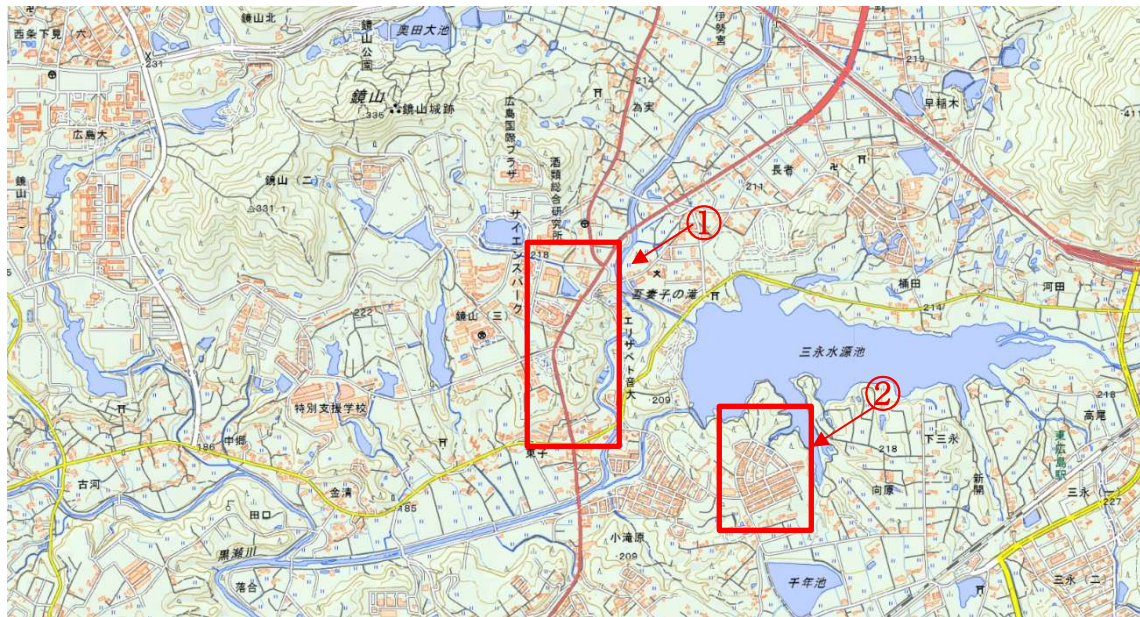
管路施設点検調査業務(東08-1)

仕様書

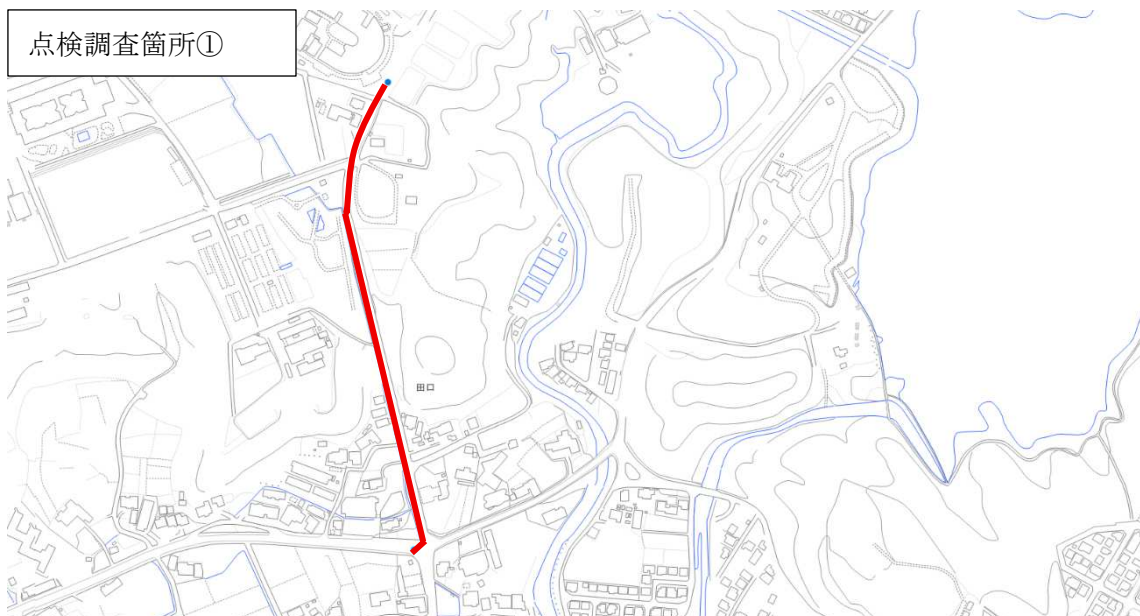
施 工 場 所 東広島市西条町一円

位置図

東広島市西条町一円



国道 375 号



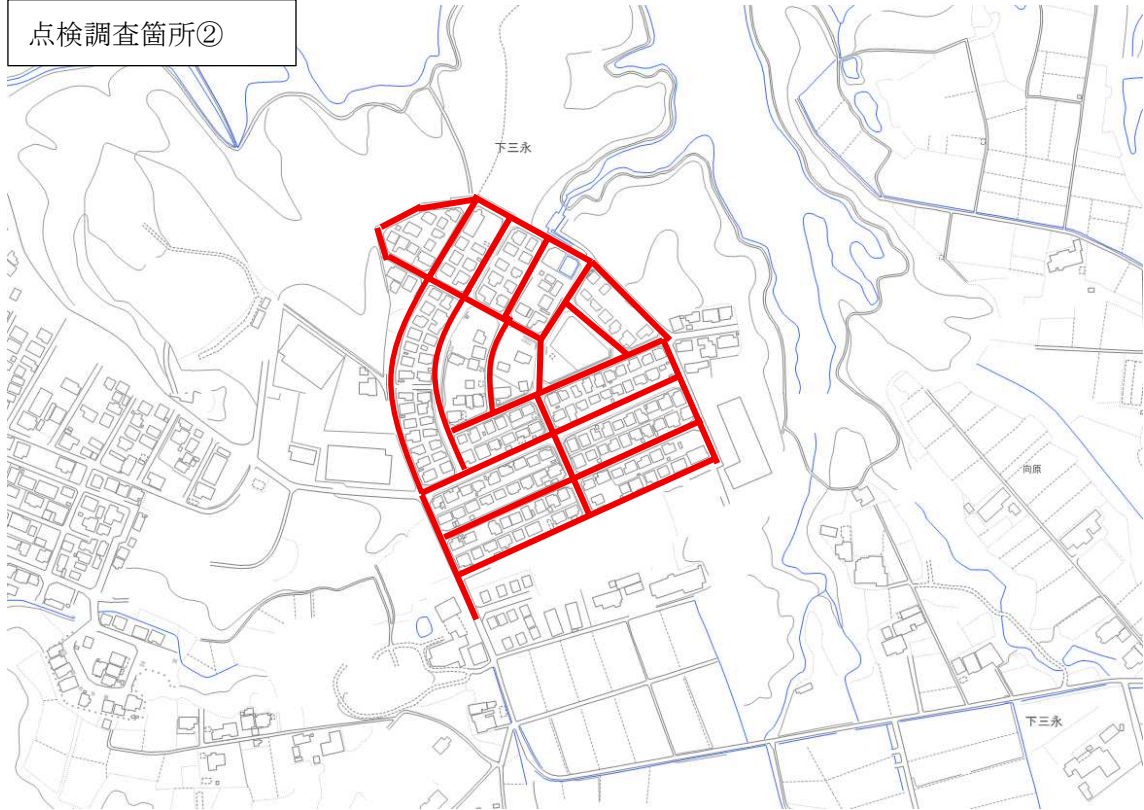
管径：1650 mm

管渠延長：550m

位置図

三永ハイツ

点検調査箇所②



管径 : 250 mm

管渠延長 : 2,246m

(別記様式 1)

特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	管路施設点検調査業務（東 08-1）	
委託業務場所	東広島市西条町一円	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。		
業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	○ (技術士又は RCCM) 下水道	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	() ()	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務		管理技術者及び照査技術者の資格要件		
設計業務	(１) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海洋	技術士法（昭和５８年法律 第２５号）第４条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご との RCCM の資格	技術士登 録等証明 書 又 は RCCM の資 格証の写 し（コピ ー可）
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	下 水 道			
	農 業 土 木	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	森 林 土 木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	水産土木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
	廃棄物	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格		
	地質	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格		
	機械	上記法に定める技術部門 「機械部門」に該当する資 格		

	電気電子 上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。) ・・・・・・・・・・実務経歴書を添付 ① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者		
測量業務	『測量業務共通仕様書 (広島県)』第 108 条に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者」が管理技術者の資格要件となる。 ・・・・・・・・・・資格証の写しを添付		
地質及び土質調査業務	『地質・土質調査共通仕様書 (広島県)』第 102 条に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。		
用地調査等業務	『用地調査等共通仕様書 (広島県)』第 2 条 (5) に規定する「主任担当者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者) (1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者 ・・・・・・・・・・実務経歴書を添付 (2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。) ・・・・・・・・・・登録証の写しを添付 (3) 補償コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者 (補償業務管理者) ・・・・・・・・・・登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証		

	する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）を添付 （４）補償業務全般に関する指導監督的実務の経験３年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者 ……………実務経歴書を添付
建築設計 等 業 務	『建築設計業務委託共通仕様書（公共建築協会）に規定する「管理技術者」とする。したがって、管理技術者は、特記仕様に記載した「一級又は二級建築士」で高度な技術と十分な経験を有するものが、管理技術者の資格要件となる。 ……………資格証の写しを添付

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」と、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」と、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」と、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」と、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」と、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」と、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」と、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」と、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」と、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」と、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」と、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」と、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」と、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」と、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」と、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

管路施設点検調査業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、委託対象施設の点検・調査を目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 管理技術者

(1) 受注者は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせなければならない。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な管理技術者を配置しなければならない。

1. 9 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 10 成果物の審査

(1) 受注者は、成果物完成後に東広島市の成果物審査を受けなければならない。

(2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 11 引渡し

成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、東広島市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1. 12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、東広島市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 点検・調査計画一般

2. 1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と東広島市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 2 点検・調査計画基準等

点検・調査計画に当っては、東広島市の指示する図書及び本仕様書第5章参考図書に基づき、点検・調査計画を行う上でその基準となる事項について東広島市と協議の上、定めるものとする。

2. 3 点検・調査計画上の疑義

点検・調査計画上の疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2. 4 点検・調査計画の資料

点検・調査計画の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2. 5 参考資料の貸与

東広島市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 点検・調査

3. 1 点検・調査

(1) 法令等の遵守

(イ) 受注者は、点検・調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに東広島市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①労働基準法 | (昭和22年法律第 49号) 及び同法関連法規 |
| ②労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第 50号) 及び同法関連法規 |
| ③消防法 | (昭和23年法律第186号) 及び同法関連法規 |
| ④建設業法 | (昭和24年法律第100号) 及び同法関連法規 |
| ⑤建築基準法 | (昭和25年法律第201号) 及び同法関連法規 |
| ⑥港湾法 | (昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規 |
| ⑦毒物及び劇物取締法 | (昭和25年法律第303号) 及び同法関連法規 |
| ⑧道路法 | (昭和27年法律第180号) 及び同法関連法規 |
| ⑨下水道法 | (昭和33年法律第 79号) 及び同法関連法規 |
| ⑩中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) 及び同法関連法規 |
| ⑪道路交通法 | (昭和35年法律第105号) 及び同法関連法規 |
| ⑫河川法 | (昭和39年法律第167号) 及び同法関連法規 |
| ⑬電気事業法 | (昭和39年法律第170号) 及び同法関連法規 |
| ⑭騒音規制法 | (昭和43年法律第 98号) 及び同法関連法規 |
| ⑮廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和45年法律第137号) 及び同法関連法規 |
| ⑯水質汚濁防止法 | (昭和45年法律第138号) 及び同法関連法規 |
| ⑰酸素欠乏症等防止規則 | (昭和47労働省令第42号) 及び同法関連法規 |
| ⑱労働安全衛生法 | (昭和47年法律第 57号) 及び同法関連法規 |

⑭振動規制法

(昭和51年法律第 64号) 及び同法関連法規

⑮環境基本法

(平成5年法律第 91号) 及び同法関連法規

(ロ) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(ハ) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

(2) 現場体制

(イ) 点検・調査で異常を確認した場合は、遅延なく、その内容を調査職員に報告すること。

(ロ) 管路施設内の点検・調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(ハ) 受注者は、適正な点検・調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

(3) 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、点検・調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、点検・調査記録写真帳に整理し、報告書に添付して調査職員に提出すること。

(イ) 撮影は、安全管理の状況、点検・調査の状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、調査職員が指定する内容について行うこと。

(ロ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(ハ) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(ニ) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

(4) 安全管理

(イ) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(ロ) 点検・調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

(ハ) 事故防止を図るため、安全管理については、点検・調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

(5) 安全教育

(イ) 受注者は、点検・調査に従事する者に対して、定期的に当該点検・調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

(ロ) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(6) 労働災害防止

(イ) 現場の点検・調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、点検・調査に従事する者の安全を図ること。

(ロ) マンホール、管きょ等に入出入りし、またはこれらの内部で点検・調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、点検・調査開始前と点検・調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、調査職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(ハ) 点検・調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、調査職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(ニ) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置す

ること。

(7) 公衆災害防止

- (イ) 点検・調査中は、常時、点検・調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (ロ) 点検・調査現場には、点検・調査を実施中であることを標識やゼッケン、ビブス等により明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (ハ) 点検・調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (ニ) 点検・調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (ホ) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出すること。

(8) 安全管理のその他事項

- (イ) 受注者は、点検・調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (ロ) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに調査職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (ハ) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに東広島市へ届け出ること。

(9) 点検・調査

- (イ) 受注者は、点検・調査計画書に点検・調査の箇所や順序等を定め、事前に調査職員に報告した上で、点検・調査に着手すること。
- (ロ) 点検・調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (ハ) 点検・調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、調査職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らない構造で、かつ、点検・調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (ニ) 受注者は、点検・調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び東広島市の公害防止関係法令に定める、規制基準を順守するために必要な措置を講ずること。
- (ホ) 調査職員が事故防止上危険と判断した場合は、点検・調査の一時中止を命ずることがある。
- (ヘ) 点検・調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、点検・調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (ト) 点検・調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、点検・調査箇所の清掃に努めること。

(10) 点検・調査工

(イ) 点検・調査計画書

受注者は、点検・調査にあたり、次の事項を記載した点検・調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

①点検・調査概要

②現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)

③点検・調査計画(使用機器、点検・調査方法、実施工程等)

④安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)

⑤その他

調査職員の指示する事項

(ロ) 点検・調査機材

点検・調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(ハ) 点検・調査時間

点検・調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(ニ) テレビカメラによる調査

- ①調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ②本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- ③本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。
異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。
- ④本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ⑥管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。
これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に調査職員と協議し、承諾を得なければならない。

(ホ) 管口カメラによる点検

- ①調査員が地上部（中間スラブがある場合は、中間スラブを含む）よりマンホール及び本管の異常の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。また、マンホール蓋は事項に準じ点検する。

(ヘ) マンホール蓋の点検

- ①マンホール蓋の表裏面、受枠等の異常の有無を目視及びスケール測定により点検し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真撮影は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当たり3枚以上を標準とする。

(ヘ) 判定基準

点検・調査結果の判定基準及び記録は、下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）による。

3. 2 報告書作成

報告書作成では、当該点検・調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、点検・調査の内容、その他必要資料等を集成するものとする。

第4章 提出図書

4. 1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。用紙（出力）サイズは原則A3又はA4判とする。提出部数は2部とする。提出方法について、図面については電子データ納品とし、CADフォーマットはJWWデータとする。その他の書類等は、Word、Excel 又はPDF ファイル等で納品することとするが、電子化する内容については調査職員と協議すること。

図書名

- (1) 報告書
- (2) 写真帳
- (2) DVD等
- (3) 打合せ議事録
- (4) その他参考資料

第5章 参考図書

5. 1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 東広島市公共下水道設計基準書 (東広島市)
- (2) 下水道施設標準図面集 (東広島市)
- (3) 下水道のストックマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (4) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 各編 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 下水道施設維持管理積算要領 管路施設編 (日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (9) 合流式下水道越流水対策と暫定指針 (日本下水道協会)
- (10) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (日本下水道協会)
- (11) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (日本下水道協会)
- (12) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (13) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (14) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (日本下水道新技術機構)
- (15) 管きょ更生工法の品質管理技術資料 (日本下水道新技術機構)
- (16) 管きょ更生工法 (二層構造管) 技術資料 (日本下水道新技術機構)
- (17) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル (日本下水道新技術機構)
- (18) 下水道管路施設維持管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)
- (19) 下水道管路施設維持管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (20) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (21) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (22) 取付け管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (23) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル (下水道事業支援センター)
- (24) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案) (管路診断コンサルタント協会)
- (25) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 (管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
管路施設調査工		式		1	レベル1
TV調査工		式		1	レベル2
本管TV調査工		式		1	レベル3
報告書作成工		式		1	レベル2
直接工事費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分額					
一般管理費計					
工事価格計					
消費税相当額					
請負工事費計					

参 考 図 書

業務名称 ： 令和８年度 東広島市下水道事業
 管路施設点検調査業務(東 08-1)

＜注意事項＞

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。

- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
 数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約
 上の拘束をするものではありません。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-08.07.01(0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	L 下水維持管理		
	当世代	前世代	
工種区分 施工地域・工事場所区分 積雪寒冷地域の区分 緊急工事区分	04 管路施設調査工 01 一般交通影響有り(1) 00 補正なし 00 通常工事 0.0%		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
管路施設調査工					YLA02 レベル1
	1	式			
TV調査工					YLA0201 レベル2
	1	式			
本管TV調査工					YLA020101 レベル3
	1	式			
作業計画準備・打合せ（三永ハイツ） 管径					V000000100 00
	2,246	m			単第0 -0001 表
作業計画（西条）					V000000500 00
	550	m			単第0 -0002 表
現地下見調査（三永ハイツ）					V000000200 00
	2,246	m			単第0 -0005 表
現場下見調査（西条）					V000000600 00
	550	m			単第0 -0006 表
本管ドローンカメラ調査工					V000000300 00
	2,246	m			単第0 -0007 表

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本管ドローンカメラ調査工（西条）					V000000700 00
	550	m			単第0 -0008 表
機械器具損料（西条）					V000000800 00
	1	式			単第0 -0009 表
報告書作成工					YLA0206 レベル2
	1	式			
報告書 本管ドローンカメラ					V000000400 00
	2,246	m			単第0 -0010 表
報告書作成（西条）					V000000900 00
	550	m			単第0 -0011 表
※※直接工事費※※					
共通仮設費					Z0001
計算情報…… 対象額……… 率……………					対象額合計… 処分費減額分
※※純工事費※※					

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率………					対象額合計…
※※工事原価※※					
一般管理费率分額 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率… 対象額合計…
※※一般管理費計※※					
※※工事価格計※※					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率………					
※※請負工事費計※※					

施工単価表

作業計画準備・打合せ（三永ハイツ） 管径

V000000100

單第0 -0001 表

頁0 -0005

12253

m

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

作業計画（西条）

V000000500

單第0 -0002 表

550 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

作業計画準備（西条）

V000000501

單第0 -0003 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

打合せ（西条）

V000000502

單第0 -0004 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

現地下見調査（三永ハイツ）

V000000200

單第0 -0005 表

10163.5

m

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

現場下見調査（西条）

V000000600

單第0 -0006 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

本管ドローンカメラ調査工

V000000300

単第0 -0007 表

頁0 -0011

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	1	人			
測量補助員 外業	1	人			
交通誘導警備員B	1	人			
機材損料 アルキメデス	4	台			
機材損料 GoMore	1	台			
ライトバン ガソリンエンジン・二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	1	台			
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	16	L			
*** 合計 ***	2,258	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0012

本管ドローンカメラ調査工（西条）

V000000700

單第0 -0008 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

機械器具損料（西条）

V000000800

單第0 -0009 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

報告書

V000000400

單第0 -0010 表

852

m

当り

本管ドローンカメラ

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

報告書作成（西条）

V000000900

單第0 -0011 表

1

m

当り

[illegible]